

令和元年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名：土地水政策課
 担当名：土地政策担当
 内線：2188

(単位：千円)

| 番号 | 事業名 | | | 会計 | 款 | 項 | 目 | 説明事業 | |
|--|-----------|------|------------|--|-----|------|---------------------|--------------|-------------|
| B38 | 地価調査事業施行費 | | | 一般会計 | 総務費 | 企画費 | 土地対策費 | 国土利用計画法施行事務費 | |
| 事業期間 | 昭和50年度～ | 根拠法令 | 国土利用計画法施行令 | | | 宣言項目 | | | |
| | | | | | | 分野施策 | 041040 活力を生み出すまちづくり | | |
| 1 事業の概要 都道府県地価調査事業は、国土利用計画法に基づき都道府県を実施主体として、昭和50年度から全国的に実施されている公的土地評価制度の1つである。 地価調査事業は、全国統一基準で設定された調査地点について毎年7月1日における標準価格を不動産鑑定士の鑑定評価を求めた上で、都道府県知事が判定し結果を公表するものである。 この標準価格は、県民の土地取引の指標、公共用地の取得価格の算定基礎となり、公表することにより適正かつ合理的な地価形成及び土地取引が図られる。 (1) 地価調査事務 契約差金により減 △1,280千円 | | | | 5 事業説明 (1) 事業内容 ア 地価調査事務 61,804千円 基準地の正常価格を判定するための地価調査(4月～9月)を行う。 基準地の地価(標準価格)について不動産鑑定士の鑑定評価を求めた上で、知事が判定し、結果を公表する。 (2) 事業計画 県内全域832地点における7月1日時点の地価(標準価格)を判定し、9月20日ごろ公表する。 宅地 829地点 林地 3地点 (3) 事業効果 判定された標準価格は、県民の土地取引の指標、公共用地の取得価格の基礎となり、また、価格を公表することにより、適正かつ合理的な地価形成及び土地取引が図られる。 (4) 県民・民間活力、職員マンパワーの活用、他団体との連携状況 国家資格者である不動産鑑定士が鑑定評価を実施しているとともに、不動産鑑定士で組織された埼玉県不動産鑑定士協会の協力を得ながら、分科会形式による価格検討の実施をはじめ全県にわたる不動産のネットワークを利用して調査を実施している。 (5) 補正予算の概要 地価調査委託に係る契約差金に伴う減額 | | | | | |
| 2 事業主体及び負担区分 (県10/10) | | | | | | | | | |
| 3 地方財政措置の状況 普通交付税単位費用(包括算定分一人口一企画費一(10)土地対策費) | | | | | | | | | |
| 4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1.0人=9,500千円 | | | | | | | | | |
| | | | | 財 源 内 訳 | | | | | |
| 予算額 | | | | | | | | 一般財源 | 補正後の 予算額 |
| 決定額 | △1,280 | | | | | | | △1,280 | 60,524 |
| 現計額 | 61,804 | | | | | | | 61,804 | |